

分 析 表

推計新規入院件数、推計平均在院日数
及び推計1入院当たり医療費

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の平成24年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

○推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の算定方法

入院受診延日数は次の1. で示すように推計新規入院件数（前月以前に退院した者が当月再入院した場合を含む）と推計平均在院日数（次の2. の関係を用いて入院の1件当たり日数から算定した平均在院日数）の積に分解できる。

したがって、次の3. で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」（入院発生）、「推計平均在院日数」（入院期間）及び「入院の1日当たり医療費」（入院単価）の3要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費（推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費）の積に分解できる。

1. 入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

$$\text{入院受診延日数} = \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数}$$

$$\text{推計新規入院件数} = \text{入院受診延日数} \div \text{推計平均在院日数}$$

2. 1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

$$\text{推計平均在院日数} = \text{1件当たり日数} \times \frac{\text{月の日数} - 1}{\text{月の日数} - 1 \text{件当たり日数}}$$

$$\text{1件当たり日数} = \text{推計平均在院日数} \times \frac{\text{月の日数}}{\text{月の日数} - 1 + \text{推計平均在院日数}}$$

$$\text{月の日数} = \text{当該期間の日数} \div \text{当該期間の月数}$$

3. 入院医療費の3要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

$$\text{推計1入院当たり医療費} = \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費}$$

$$\begin{aligned} \text{入院医療費} &= \text{入院受診延日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計1入院当たり医療費} \end{aligned}$$

4. 推計平均在院日数に関する留意事項

(1) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。

①入院患者の範囲の違い

病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外

に、国民健康保険事業年報には含まれないその他（正常な分娩や検査入院、自賠責保険、労災、自費診療など）の患者が含まれる。

②算定方法の違い

国民健康保険事業年報の推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③退院日が含まれるかどうかの違い

国民健康保険事業年報の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い

当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数は、国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では1回の入院の入院日数として扱い、通算する。

病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

(2) 入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。

(3) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

(参考) 具体的な計算手順

①レセプト統計から入院の1件当たり日数を計算する。

$$1 \text{ 件当たり日数} = \text{受診延日数} \div \text{レセプト件数}$$

②推計平均在院日数を1件当たり日数を用いて、上記2.の方法により計算する。

なお、「月の日数」は、平成24年度(365日)分の統計なので、 $365 \div 12$ (30.4日)とする。

③推計新規入院件数を、上記1.の方法により計算する。

④推計1入院当たり医療費を、上記3.の方法により計算する。

分析表 都道府県、業種別推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の状況

	1人当たり 入院医療費		100人当たり 推計新規入院件数		推計平均在院日数		入院1日当たり 医療費		推計1入院当たり 医療費	
	順位	実数 (円)	順位	実数 (件/百人)	順位	実数 (日)	順位	実数 (円)	順位	実数 (円)
北海道	11	144,582	9	13.03	26	35.09	15	31,617	20	1,109,530
青森県	37	106,699	37	10.29	31	33.74	18	30,744	36	1,037,300
岩手県	23	119,663	27	10.95	11	41.06	41	26,625	22	1,093,127
宮城県	34	113,165	20	11.85	39	29.84	14	31,998	46	954,753
秋田県	21	128,712	23	11.24	12	40.42	33	28,322	11	1,144,898
山形県	22	119,780	22	11.44	28	34.87	22	30,026	32	1,046,963
福島県	27	115,851	32	10.70	22	37.39	30	28,942	24	1,082,258
茨城県	46	92,850	43	9.48	36	31.31	17	31,298	43	979,895
栃木県	42	97,817	46	9.19	25	35.14	21	30,299	26	1,064,587
群馬県	36	107,694	36	10.31	30	34.14	19	30,611	34	1,045,061
埼玉県	43	95,937	45	9.28	42	29.44	5	35,129	38	1,034,097
千葉県	44	94,801	44	9.44	43	29.05	8	34,572	41	1,004,419
東京都	47	92,457	47	9.13	44	27.92	2	36,253	40	1,012,280
神奈川県	41	98,388	41	9.96	47	26.68	1	37,013	42	987,380
新潟県	25	118,072	39	10.22	9	41.14	35	28,082	8	1,155,253
富山県	16	136,247	14	12.27	15	39.71	36	27,955	19	1,110,090
石川県	9	149,803	6	13.34	20	38.38	28	29,254	13	1,122,895
福井県	18	134,298	11	12.72	24	35.88	27	29,424	30	1,055,825
山梨県	39	103,247	40	10.01	29	34.50	24	29,904	39	1,031,577
長野県	35	110,364	34	10.63	34	31.75	12	32,708	35	1,038,562
岐阜県	38	106,025	29	10.87	37	30.39	13	32,109	44	975,667
静岡県	40	99,073	24	11.22	46	26.70	10	33,065	47	882,857
愛知県	45	93,713	42	9.76	45	27.43	6	34,994	45	959,731
三重県	31	114,459	31	10.80	27	34.92	20	30,334	27	1,059,325
滋賀県	28	115,426	33	10.65	35	31.50	9	34,398	23	1,083,399
京都府	24	118,214	26	11.04	38	30.18	3	35,479	25	1,070,915
大阪府	32	113,563	30	10.86	40	29.70	4	35,195	33	1,045,283
兵庫県	26	117,494	25	11.12	33	32.17	11	32,831	29	1,056,179
奈良県	33	113,252	28	10.93	41	29.61	7	34,978	37	1,035,816
和歌山県	30	114,767	38	10.24	21	37.53	25	29,869	14	1,121,094
鳥取県	15	137,667	18	11.91	18	38.72	26	29,862	7	1,156,319
島根県	3	158,302	5	13.38	10	41.08	31	28,807	5	1,183,243
岡山県	12	141,674	3	13.43	32	33.65	16	31,345	31	1,054,641
広島県	17	134,724	16	12.12	23	37.10	23	29,970	18	1,111,906
山口県	5	157,256	10	12.80	6	44.28	37	27,741	2	1,228,242
徳島県	8	150,166	21	11.78	1	52.68	46	24,191	1	1,274,340
香川県	10	148,062	8	13.04	13	40.22	34	28,223	12	1,135,030
愛媛県	19	134,003	17	12.03	14	40.22	38	27,698	16	1,113,925
高知県	7	150,305	13	12.50	5	44.48	39	27,034	3	1,202,335
福岡県	13	139,203	15	12.12	17	39.55	29	29,050	9	1,148,858
佐賀県	6	154,902	7	13.16	4	44.68	42	26,339	6	1,176,754
長崎県	4	157,328	2	13.70	3	45.63	45	25,157	10	1,147,999
熊本県	14	138,807	12	12.69	8	43.48	44	25,163	21	1,094,111
大分県	2	159,480	1	15.09	16	39.64	40	26,663	28	1,056,788
宮崎県	20	132,586	19	11.89	7	44.09	43	25,290	15	1,114,936
鹿児島県	1	159,835	4	13.38	2	49.56	47	24,100	4	1,194,469
沖縄県	29	114,945	35	10.33	19	38.70	32	28,752	17	1,112,669
医師	4	42,969	6	5.80	2	16.33	5	45,385	3	741,150
歯科医師	6	38,513	5	5.85	6	13.93	3	47,244	6	657,978
薬剤師	3	47,141	3	6.76	5	14.08	2	49,546	4	697,613
一般業種	2	57,206	2	7.42	3	15.52	1	49,705	1	771,271
建設関係	1	60,625	1	7.93	1	16.96	6	45,067	2	764,461
全国土木	5	41,785	4	6.25	4	14.16	4	47,202	5	668,348
市町村		113,813		10.80		33.45		31,519		1,054,302
組合		53,466		7.20		16.11		46,102		742,742
合計		108,990		10.51		32.50		31,914		1,037,244

(注) 1. 1人当たり入院医療費及び1日当たり医療費には、食事療養・生活療養（医科）費用額は含まれない。

2. 結果はある程度幅を持って受け止めるべきことに留意が必要である。